

ぐんま犬猫パートナーシップ制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、ぐんま犬猫パートナーシップ制度の実施について必要な事項を定め、群馬県が定める登録基準を満たす第一種動物取扱業者及び飼育動物診療施設を「ぐんま犬猫パートナーシップ事業所」（以下「パートナー事業所」という。）として登録し、県と協働して犬猫の適正飼養の普及や譲渡の推進を図ることにより、群馬県内における犬猫の殺処分の減少につなげていくことを目的とする。

(実施主体)

第2 実施主体は群馬県（以下「県」という。）とする。

(対象事業所)

第3 本制度の対象事業所は、県、前橋市及び高崎市（以下「中核市」という。）において、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項に規定する第一種動物取扱業の登録を行っている事業所（以下「動物取扱業事業所」という。）及び獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する飼育動物診療施設の届出を行っている施設（以下「動物病院」という。）とする。

(事業内容)

第4 本制度の事業内容は、以下のとおりとする。

- (1) 県は、別に定める登録基準（以下「登録基準」という。）を満たす動物取扱業事業所及び動物病院からの申請に基づき、パートナー事業所の登録を行う。
- (2) 県は、パートナー事業所に対して、犬猫の適正飼養の普及や譲渡の推進（以下「適正飼養の普及等」という。）を図るための情報提供等を行う。
- (3) パートナー事業所は、登録基準に定める事項を実施することにより、県民に対して適正飼養の普及等を行う。
- (4) 県は、本制度を円滑かつ効果的に実施するため、制度内容及びパートナー事業所について広く県民に周知を行うとともに、犬猫の収容及び譲渡事業を実施する中核市と連携した制度の運営に努める。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月18日から施行する。

この要綱は、令和7年12月8日から施行する。